

- あたらしい外国人技能実習制度について
- STOP 熱中症 クールワークキャンペーン
- 実習生のみなさんへ

あたらしい外国人技能実習制度について

2017年4月4日、政府は、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(技能実習法)の施行日を、**本年11月1日と定める政令を閣議決定いたしました**ので、お知らせします。

なお、新制度については組合担当者より6月から順次にご説明に伺いますが、様々な面において監理が厳しくなる側面もございます。現在の制度においても、受入時の契約内容と実際の環境が違ふと新機構、JITCO等の監査の際に問題となることがあります。当紙面におきましても従来から指摘が多く細部まで確認される点などを下記にご案内しております。ご協力の程よろしくお願ひ致します。

安全衛生教育

労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対してその従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うことが定められています。

- 1 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 2 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 3 作業手順に関すること。
- 4 作業開始時の点検に関すること。
- 5 当該業務に関して発生する恐れのある疾病の原因及び予防に関すること。
- 6 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
- 7 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
- 8 前各号に掲げるものの他、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項。

残業代の計算

残業の種類による賃金の割増率は下のとおりとなります。

①時間外労働・法定外休日労働 (所定休日労働)
割増率 25%

*月60時間を超えた残業時間について、現在中小企業に対しては施行が延期されておりますが、大企業に対しては割増率を50%以上にする法律が既に施行されております。

②法定休日労働
割増率 35%

*一般的な日曜出勤。

③深夜時間帯労働
(午後10時～午前5時)の労働
割増率 +25%

*深夜時間帯の労働は全ての場合(理由・業種を問わず)に+25%の割増賃金が発生しますので、残業が同時時間帯にかかると、残業の割増率にさらに+25%加算される計算になります。

※残業代の計算は切り上げが基本です。端数を切り捨てし1円でも足りなくなると不正扱いになってしまう事もありますのでご注意ください。



実習生の宿舍関連

宿舍費等について実習生ガイドラインには、以下のよう明記されています。

- ・宿舍費の額は、近隣の同等程度のアパート等の相場を超えてはならない。
- ・一戸の住宅を複数の技能実習生に貸与している場合の一人当たりの寄宿舎費の額は、所定の賃賃料を人数で除した額を超えてはならない。
- ・電気・ガス・水道等諸経費についても技能実習生が使用した実費を超えてはならない。



STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

厚生労働省は今年5～9月の期間において、職場の新たな熱中症予防対策として **STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン**をスタートすると発表しました。

職場における熱中症を予防するためには、**事業場として、予防管理者の選任などの管理体制を確立することが必要**です。

個々の労働者に水分・塩分の摂取を呼びかけ、職場における熱中症による労働災害を減らし、死亡災害ゼロを目指しましょう。



実習生のみなさんへ

【在留カード携帯】

在留カードは常時携帯していなければなりません。警察官、入国審査官等から提示を求められた場合は提示する必要があります。提示に応じなかった場合は1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処せられることがあります。

【寮の戸締り】

外出するときは必ず鍵をかけましょう。最近、実習生の寮へ泥棒に入られる事件が増えています。お金やパスポートなどしっかりと管理すると共に、ドアを開けたままにしないように注意してください。



【日本語の勉強】

優しい日本語のニュースのweb www.3nhk.or.jp/news/easy/ 短いニュースでふりがながついていたたり、漢字をクリックする事で、意味の説明文章が出ます。さらに音声も聞けますので漢字の勉強、読解力と聴解力アップには非常に役に立ちますよ!



企業様へのお願い

企業様におかれましても在留カードを毎朝チェックしたり日本語の指導等を継続的に行っていただけますよう、ご協力をお願いいたします。